共通費実態調査　調査要領

１．共通費実態調査にあたって

共通費実態調査は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化をはかることを目的として実施するものです。

調査は、共通仮設費及び現場管理費の実態を調査するもので、「公共建築工事共通費積算基準」の妥当性の確認又は改定に向けた基礎資料と致します。

２．調査体制

共通費実態調査は、以下の体制で調査を行います。
「公共建築工事積算研究会」及び「全国営繕主管課長会議」構成員の方々へは、国土交通省大臣官房官庁営繕部より調査の依頼をさせていただきますので、各組織における調査の実施と取りまとめをお願い致します。

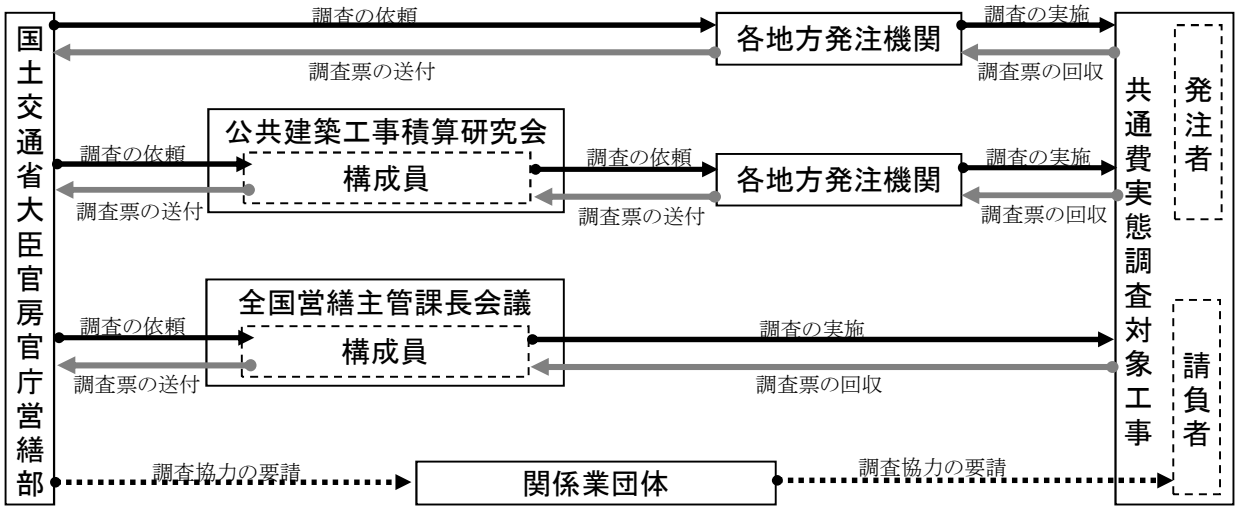

３. 調査票と調査フロー

【工事内容による共通費実態調査票の区分】

（調査票の名称）　　（エクセルファイルの名称）

『建築新営工事に用いる調査票及び入力用エクセルデータ』

１．共通費実態調査（建築新営工事・発注者用）　→　1.新営（発・調査票）A.xlsx

２．共通費実態調査（建築新営工事・受注者用）　→　2.新営（受・調査票）A.xlsx

《留意事項》

・建物を新築又は増築する工事の調査票です。
・新営工事に既存建物等の改修工事が当該工事に含まれる場合も新営工事用を使用して下さい。
・建物を一式解体する工事（とりこわし工事）は新営工事用を使用して下さい。
・調査票の提出時にはエクセルファイル名に工事名称を入力して下さい。

『建築改修工事に用いる調査票及び入力用エクセルデータ』

３．共通費実態調査（建築改修工事・発注者用）　→　3.改修（発・調査票）A.xlsx

４．共通費実態調査（建築改修工事・受注者用）　→　4.改修（受・調査票）A.xlsx

《留意事項》

・建物等を改修する工事の調査票です。
・調査票の提出時にはエクセルファイル名に工事名称を入力して下さい。

『設備新営工事に用いる調査票及び入力用エクセルデータ』

５．共通費実態調査票（設備新営工事・発注者用） → 5.新営（発・調査票）EMV.xlsx

６．共通費実態調査票（設備新営工事・受注者用） → 6.新営（受・調査票）EMV.xlsx

《留意事項》

・建物の新築又は増築に伴う電気設備工事、機械設備工事及び昇降機の新設に係る昇降機設備工事の調査票です。

・新営工事に既存建物等の設備改修工事が当該工事に含まれる場合も新営工事用を使用して下さい。

・電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事兼用の調査票となります。
表紙にある工事種別の入力欄に該当工事種別を選択してください。

・調査票の提出時にはエクセルファイル名に工事名称を入力して下さい。

『設備改修工事に用いる調査票及び入力用エクセルデータ』

７．共通費実態調査票（設備改修工事・発注者用） → 7.改修（発・調査票）EMV.xlsx

８．共通費実態調査票（設備改修工事・受注者用） → 8.改修（受・調査票）EMV.xlsx

《留意事項》

・建物に付随した電気設備、機械設備及び昇降機設備を改修する工事の調査票です。

・電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事兼用の調査票となります。
表紙にある工事種別の入力欄に該当工事種別を選択してください。

・既存昇降機設備を全面更新する場合も本調査票を使用して下さい。

・調査票の提出時にはエクセルファイル名に工事名称を入力して下さい。

『補足調査票』

下請け企業を対象とする補足調査もあわせてご協力ください。
詳細は、（別紙）共通費実態調査　調査要領【補足調査】をご確認ください。

【調査フロー】

① 共通費実態調査を実施する工事の選定を行い、対象とする工事の現場説明書等に、「共通費実態調査」の対象工事である旨の記載をします。

② 受注者用調査票は、監督職員等より受注者に対し電子ﾃﾞｰﾀ（ｴｸｾﾙﾌｧｲﾙ）にて配付してください。また、発注者用調査票も同様に入力担当者へ電子ﾃﾞｰﾀ（ｴｸｾﾙﾌｧｲﾙ）にて配付してください。

③ 本調査は、工事実施に伴う費用等を実態調査するものであり、受注者における当該工事の会計処理が完了した時点でないと正確な費用等が確定しないと考えられることから、受注者用調査票は、概ね工事完成後３ヶ月程度を目途に監督職員等を通して回収してください。

また、受注者用調査票とともに当該工事分の「完成工事原価報告書」及び「工事実施工程表」についても提出をお願いしていることから、あわせて回収してください。

④ 回収して頂いた調査票（発注者用及び受注者用）及び当該工事分の「完成工事原価報告書」及び「工事実施工程表」の各電子ﾃﾞｰﾀは、工事毎のﾌｫﾙﾀﾞ（ﾌｫﾙﾀﾞ名称は工事名として下さい。）にまとめ、提出して頂きますようお願いいたします。

（建築新営工事の例）

※完成工事原価報告書・工事実施工程表の提出もお願いいたします。

4. 調査票の配布・提出方法

【調査票の配布】

調査票は、発注者用の本調査票と受注者用の本調査票及び補足調査票（下請企業用）があります。調査票は、発注者より元請企業へまとめて配布してください。

下請企業への補足調査票の配布についての詳細は(別紙)をご確認ください。

【調査票の回収】

受注者用の共通費実態調査票（本調査）と一次下請企業から提出された一次下請企業調査票及び二次下請企業調査票を、元請企業がとりまとめて、発注者へ提出するよう指示してください。発注者は、発注者用の調査票と受注者用の調査票をとりまとめ、国土交通省へ提出してください。

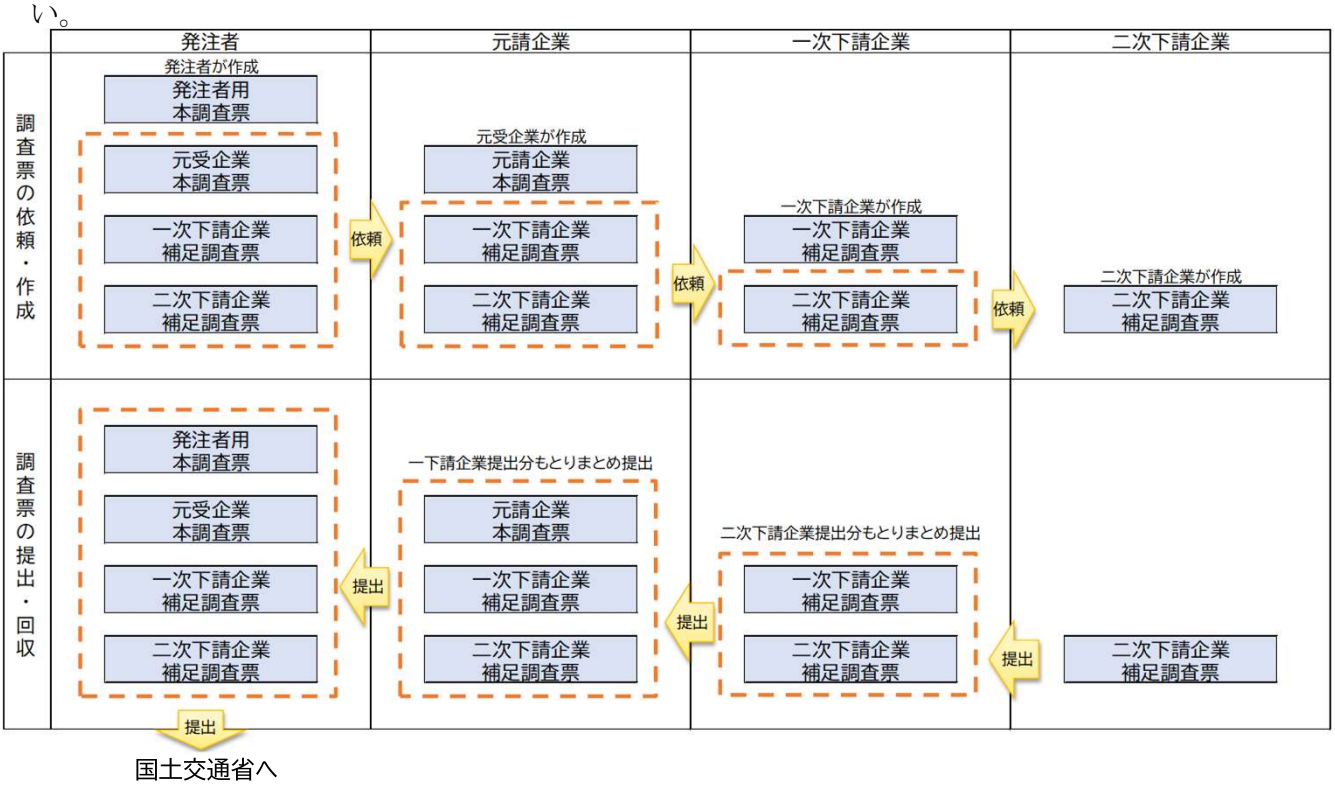

【調査票の提出方法】

調査票の提出は、Excelデータにて提出して下さい。以下の要領で、フォルダ名、ファイル名を付けて下さい。（赤文字は適宜入力）

（発注者）

①発注機関のフォルダ名（適宜所管機関名のサブフォルダの作成可）

・発注機関名

②工事毎のフォルダ名

・工事名称（発注形態※1）

③ファイル名

・1.新営（発・調査票）A（工事名称）.xlsx

④受注者提出の調査票が格納されたフォルダ

（受注者）

①フォルダ名

・工事名【元請企業名】（発注形態※1）

②ファイル名

・2.新営（受・調査票）A（工事名称）.xlsx

③補足調査票※2

【補足】

工事名称が長い場合等は、受注者から提出されたフォルダ名を「受注者」等へ変更して保存してください。また、工事名称も簡略可です。

補足調査票の提出がない場合は、発注者ファイルと同一フォルダに受注者ファイルを保存可です。

（発注者のとりまとめ時の間違い防止を意図し、工事名称の記載としております。）

※1：発注形態は以下より選択して記載してください。

・建築工事（新営）　・建築工事（改修）　・電気設備工事（新営）　・電気設備工事（改修）　・機械設備工事（新営）　・機械設備工事（改修）
・昇降機設備工事（新営）　・昇降機設備工事（改修）　・とりこわし工事（解体工事）

※2：補足調査票の詳細は、（別紙2）共通費実態調査　調査要領【補足調査】をご確認ください。

提出方法の例

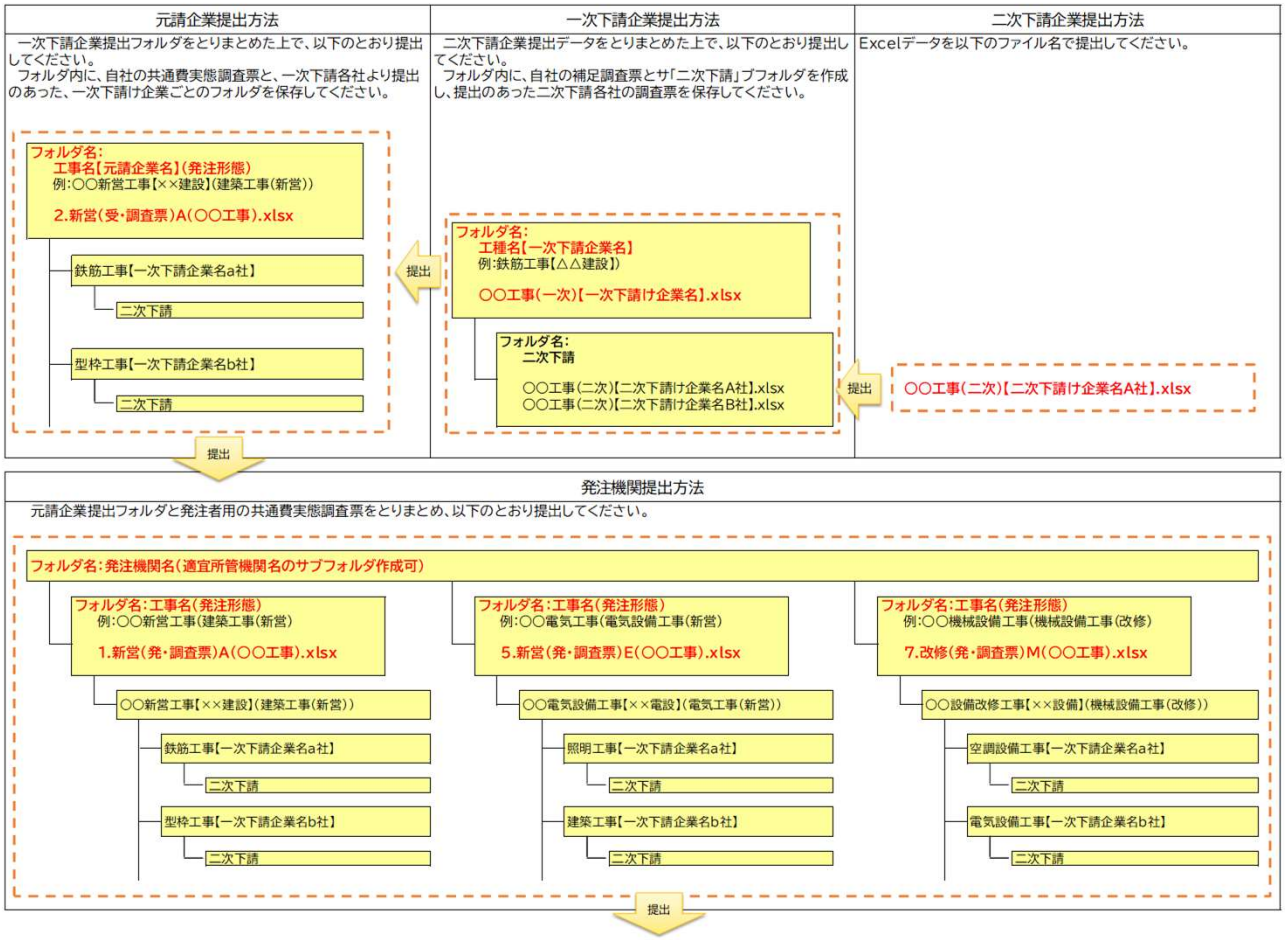

国土交通省へ

4. 調査期間及び提出時期

	R5				R6				
月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
調査期間	モニタリング調査兼本調査								
提出時期		● 回収	● 回収			● 回収	● 回収		

調査は、継続実施いたします。
実態調査を実施した工事の実態調査票については、電子データ（CD－R等）により各発注機関毎に取りまとめた上で、毎年度ご提出をお願い致します。
1次締切:7月末　2次締切:9月末

その都度、とりまとめた分を提出頂くようお願いします。

5. 調査及び調査票に関する注意事項

※調査対象に関する注意事項

【調査対象の工事】
（下記の新営（増築含む）工事または下記のいずれかの合併工事）
・建築の新営工事
・電気設備の新営工事
・機械設備の新営工事
・昇降機設備の新営工事
（下記の改修工事または下記のいずれかの合併工事）
・建築の改修工事
・電気設備の改修工事
・機械設備の改修工事
・昇降機設備の改修工事
（下記の工事または下記のいずれかの合併工事）
・建築のとりこわし工事

【調査対象外の工事】
・公共住宅建設工事積算基準にて積算されている公営住宅の工事

※調査票に関する注意事項

以下の事例に該当する場合には、分析の対象外となってしまいますので調査票の作成に当たっては、十分ご留意願います。

＊以下の事例は分析対象外となります。

【工事内容に関すること】
・主たる工事が建物以外の工事（例:鉄塔工事等）

【調査票に関すること】
・調査票の取り違え、用途間違い。
（受注者が発注者用の調査票に入力）
（建築工事を設備工事用調査票に入力（またはその逆））
（受注者用、発注者用どちらかの調査票がない。）
（新営工事を改修工事用調査票に入力（またはその逆））
・受注者、発注者で工事件名が異なる。

【調査票入力上の不備】
・工事原価の未入力。
・「●別表（***・受）」の給与等総額が日額、月額または年収となっている。
・「●別表（***・受）」に直接工事費に計上すべき労務費が含まれている。
（※「●別表（***・受）」従業員給与等の費用（現場管理費に該当）を入力する表となります。）
（※***部分はA新、A改、EMV新、EMV改と調査票により異なります。）

６. 調査に対する問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室

★	（総括、建築担当）	積算企画調査係長	（内23244）
	（電気担当）	営繕技術専門官	（内23264）
	（機械・昇降機担当）	営繕技術専門官	（内23254）

〒100－8918　東京都千代田区霞が関2－1－2
TEL:（代表）03－5253－8111